

倉敷市公園施設安全点検委託業務仕様書

1 業務名

倉敷市公園施設安全点検委託業務

2 業務の目的

倉敷市内の公園施設の構造や劣化が原因となる公園内の危険箇所を点検することにより、利用者の安全確保を目的とする。

3 業務の内容

(1) 業務委託期間

委託契約締結日から令和8年3月19日まで

(2) 点検業務対象公園および施設

対象公園 市内 1, 0 0 0 公園（遊具のある街区公園・遊園） ※別紙公園一覧表のとおり

対象施設 遊戯施設（遊具等）

ただし、上記に掲げる対象施設以外の施設（四阿、ベンチ等、照明灯、時計塔、フジ棚、フェンス、車止め、排水溝など）を追加して点検対象範囲に含む提案は、評価の加点材料とする。

(3) 点検業務について

① 施設点検の着眼点

- 1) 全体的異常 ぐらつき、転倒の恐れ、その他事故につながる異常
- 2) 部材の異常 破損、ひび、腐食
- 3) その他異常 ケガをする恐れのある異常

② 点検の方法

点検者による目視、触診、聴診などにより、施設の変形や異常の有無を調べる。また、点検器具や点検機器の使用も可能とする。

③ その他

利用者の安全を確保し、また利用の支障にならないよう作業日、時間を充分考慮し作業を実施する。また、遊具の破損等により使用禁止措置の必要なものは、その都度委託者に報告するものとする。

(4) 備品等について

管理に必要な備品及び機器は受託者において準備するものとし、メンテナンスや修繕、燃料については受託者において負担するものとする。

(5) 完了報告について

業務完了後、点検項目のチェック表（任意様式）を公園ごとに作成し、業務完了届（様式10）により完了報告を提出すること。点検施設については、施設全景写真を画像データで納品すること。

また、点検時に遊具等を直ちに使用を中止させなければ、公園利用者の事故につながるような不具合を発見した場合は、施設の写真を添付したうえで速やかに公園管理者（公園緑地課または各支所）に報告すること。この場合、電子メールを使用し報告する場合は電話等によりその旨を直接公園管理者（公園緑地課または各支所）へ伝えること。

(6) この仕様書にないものについては、双方協議の上定めるものとする。

(7) その他留意事項

- ① 業務の遂行に当たっては、責任者を明確にし、体制を整えて臨むこと。
- ② 業務を実施するに当たり、委託者との緊密な連携を図ること。

4 業務委託者

倉敷市

5 委託の条件

- (1) 受託者は、委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- (3) 受託者は、委託業務の実施に際して知り得た秘密を第三者に漏らし、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。この契約の終了後も、同様とする。
- (4) 受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、倉敷市個人情報保護条例（平成12年倉敷市条例第6号）を遵守すること。
- (5) 倉敷市財務規則（昭和42年倉敷市規則第22号）第173条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第175条の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を減免する。
- (6) 契約手続に係る費用は、受託者が負担することとする。

6 その他

受託者は、当該委託業務の遂行方法等について不明な点が生じたときは、その都度倉敷市公園緑地課と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。